



科目名	
刑事訴訟法	

評価(ABCD)
C

第1. 設問1

1. Pは、Xを覚醒剤使用の事実で逮捕したにもかかわらず、殺人事件について、①の取調べを行ったが、その行為は適法か。

2. まず、覚醒剤使用の事実での逮捕は、通常逮捕(199条1項)について、Xの尿に覚醒剤成分が検出されたことより、Xには罪を疑ったことを疑うに足りる相当な理由(199条1項2号)がある。また、Xには覚醒剤使用の前科があり、覚醒剤は罪証隠滅が容易であることから、逮捕の必要性(199条1項ただし書)もあり、令状もあつた(199条1項)。したがって、Xは警察署に任意同行し、任意に尿を提出したことから、それらは任意捜査(197条1項後)として適法である。したがって、Xに対する逮捕は適法である。

次に、勾留については、上記と同様の理由より、勾留の理由(207条1項、60条1項、60条1項2号、3号)及び、勾留の必要性(207条1項、89条1項)がある。また、Xに対する逮捕は適法なので、適法に逮捕手続がなされている(207条1項)。したがって、勾留自体は適法である。

3. ~~また~~ もともと、Pは、Xを殺人事件で取調べる目的で、覚醒剤使用の事実(2)に逮捕勾留を行い、その期間を利用して、殺人事件の取調べ(①の取調べ)を行ったが、別件逮捕・勾留として適法ではない。

(1) そもそも、逮捕勾留の効力は、犯罪事実を基準とする。そして、その逮捕事実について、裁判官の審査を経ることで、違法・不当な逮捕を避けることが目的である。そのため、本件の取調べを目的として別件で逮捕勾留する手続は、捜査機関が真に意図する事件(2)について司法審査を経ている点で令状主義(憲法39条、法199条)の精神を涵養するものである。したがって、本件の取調べを目的として、別件で理由を以てする逮捕・勾留は違法である。

しかし、逮捕後及び、捜査機関が真意を知ることは困難であり、身柄拘束の目的は客観的事実により、後の取調べ

①

況等から推知するに於ては、引件と平件の取替への時間の比率、割合、引件と平件の関連性を考慮して決すべきである。

(2) 本問(2)については、令和6年12月22日に発生した殺人事件であり、別件は令和6年1月27日に発生した覚醒剤使用の事案である。

5 Pは、石巻市に、最初のう期間は覚別1件の取調を促していた。その
 2、Xは覚別呈制使用の前科があることから、連日補制等は必要である
 3、しかし、最初のう期間以降、2月1日から16日まで、連日長時間の

り7時間程度、おおよそ事件の取調べをしていた。そのため、取
調べの~~多くは~~時間の多くは、事件にのみとられており、その他は、

10 審判合は非常に小さい。また、事件は多数事件であるのに、その事件は覚醒剤使用の事であり、全く無関係であるとしても、被告人は覚醒剤使用より圧倒的に法廷が重く、死刑もありえる。

とて、×は、殺人事件の取調べ中の16日間のうち、最初の10日間に殺人事件への関与を全体的に否定しており、毎日のその事件(事件)

15 12712長舌を持ちかいてわけじもない。すなわち、×は、殺人事件の
取調問へ12712消極的の姿勢であったといえる。さらに、~~其~~質

醒剤使用事実の立証には、Xを逮捕し、殺人事件を解明するため
別件でXを拘捕し、Pを拘捕したことにより、~~結果~~ ~~あり~~

20 本件の捜査がさかりである。そして、Pは、*Xの令状事件に押さえる供述に巧みに、供述を同審で作敗しており、翻審を求めている。

ことから、その取替開への移段は相当はせのてあす。

以上より、Xの覚醒剤使用の事実に対する逮捕・勾留は、別件逮捕・勾留として違法であり、①の取調べは違法である。

第二、設問2

1、殺人罪に於けるXの逮捕・留置は違法に身体拘束であるといつても、
1月28日の賞与配分事実による逮捕は、誤問1より違法であり、実質的

2. には、殺人事件(による逮捕)であるため、再逮捕、再留置として適法であるとの主張を有する者が認められる。

30 1. 殺人罪によるXの逮捕、勾留は違法な身柄拘束であるから

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名		評価(ABCD)
刑事訴訟法		

(シ)に、殺人罪(シ)の逮捕が違法であるとの主張をするシが考えられる。

2. 設問1より、2月1日以降の取調べが専ら殺人事件(事件)について行われており、その取調べが違法であることが示せば、

5 別件である覚醒剤使用の事実についての捜査は1月31日に完了していると考えられる。すなわち2月1日以降は、令状に基づいて殺人事件(事件)についての身柄拘束に転じたものとするべきであり、違法性は別件の留置である。そして、そのような違法性が別件留置中に、Xより得た供述について記載された供述調書と証拠資料として、Xを逮捕した。

10 (1) このように、違法性が別件留置中に生じた自白の証拠能力は、違法収集証拠排除の観点から、認められないものと解すべきである。しかも、その自白は、Xが「腰縄で10分拘束」に
15 つけられ、その中片手には手錠がはめられた状態で、かつ改めて黙秘権や取調べ中の退去権の告知もなされた。このような状況の中、Xは「~~任意に~~」に多大な心理的圧迫があると考えられ、虚偽自白をするおそれもある。したがって任意性の認め自白(19条1項)であったとは思えない。(関与を認めた旨)

20 そのため、証拠資料として、専らXの供述調書を用いた場合、殺人罪の逮捕の要件を裏付ける証拠に欠けるというべきであり、逮捕は認められない。

25 (2) 本問については、右にXの供述調書と証拠資料として用いている。しかし、その他にも、容疑者として洗い出された関係者のうち、Xのサバアリのバリエーション、V殺害時現場付近で目撃されたベソツと同様のベソツをXが使用していたこと、XはVに貸付していた金貨の取立てのためにV方をしほしめられており、XV間で金銭トラブルがあったこと

3

可能性等も考慮している。

(3) したがって、下線部②の異議は認められない。

専ら、Xの供述証拠により殺人罪で逮捕しており、
適法

④

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。